第 5339 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2015年)平成27年 10月 29日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 工事完成基準と消費税

Ｑ：当社は、今期から建設工事を行います。工事完成基準にした場合、仕入に係る消費税はどの時期に計上したらいいのですか？

Ａ：資産の引渡しを受けた時又は役務の提供が完了した日に計上するのが原則ですが、工事に係る目的物が完成して相手に引き渡した日に一括計上することも認められます。

【解説】

建設工事等の請負による収益の計上時期は、法人税法上、原則として、その請負契約の目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日とされています。これを工事完成基準といいますが、長期工事などにもこれを適用しますと、企業の経営成績が正しく表現されないことから、工事の進行度合いに応じて収益を認識する工事進行基準というものも認められています。
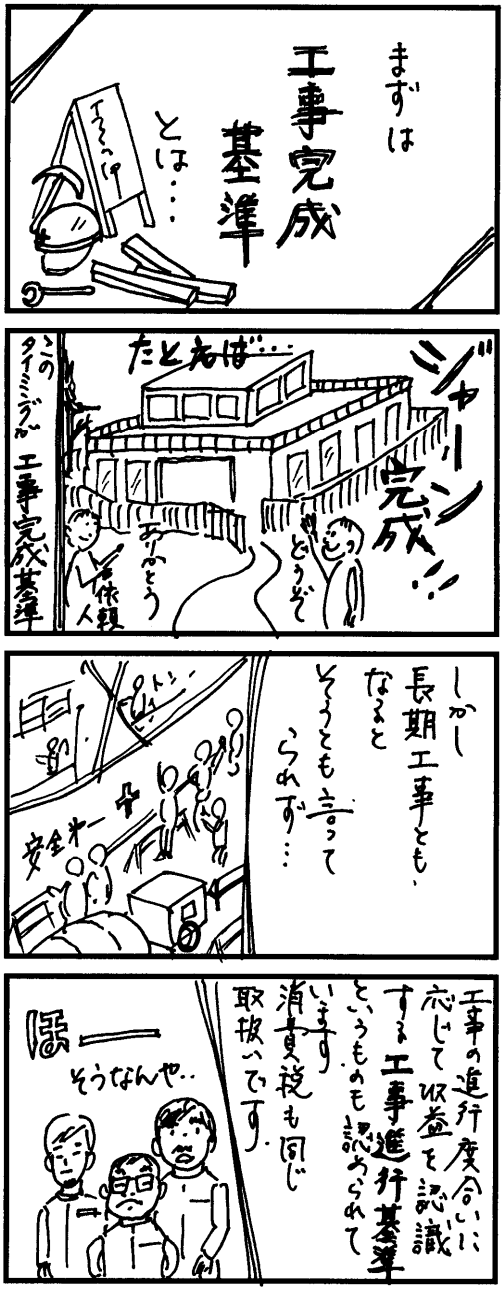
ところで、消費税の課税仕入の時期ですが、原則は、資産の引渡しを受けた時又は外注先等の役務の提供が完了した時となっていますので、未成工事支出金として経理している場合には、その金額のうちからその課税期間における課税仕入に係る支払対価を抜き出して仕入控除税額を計算することになりますが、継続適用を条件として、建設工事等に係る目的物を完成して相手方に引き渡した日に未成工事支出金として処理された課税仕入につき課税仕入があったものとして取り扱ってもよいこととなっています。